

○松本市街区基準点管理保全要綱

平成20年3月31日

訓令甲第3号

改正 平成28年3月31日訓令甲第13号

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、松本市が管理する街区基準点の管理保全に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において街区基準点とは、国が都市再生街区基本調査により設置したもので、街区三角点、街区多角点、節点及び補助点をいう。

(管理の主体)

第3条 街区基準点の管理保全の主管課は、建設部維持課とする。

(街区基準点の使用手続)

第4条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ街区基準点使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、街区基準点使用承認書（様式第2号）により使用の承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長野県土地家屋調査士会の会員（以下「会員」という。）については、街区基準点使用包括承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、街区基準点使用包括承認書（様式第4号）により使用の承認を受けることができる。

3 街区基準点の使用を終えたときは、街区基準点使用報告書（様式第5号）により使用の結果を報告するものとする。

4 街区基準点を使用する者は、街区基準点使用承認書（様式第2号。会員にあっては土地家屋調査士会員証）を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 街区基準点付近で、その効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ街区基準点付近での工事施工届（様式第6号）を市長に提出し、市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な措置を講ずるものとする。ただし、次条第1項の街区基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、街区基準点付近での工事施工届（様式第6号）の提出を省略することができる。

2 前項の効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車両及び重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車両及び重機等までの距離が概ね5メートル以下となる行為

(3) その他街区基準点の効用に支障をきたすおそれがあると認められる工事等

3 工事施工者は、当該工事等が完了したときは、速やかに街区基準点付近における工事完了報告書（様式第7号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 工事施工者は、当該工事等により街区基準点の効用に支障をきたした場合は、街区基準点復旧承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、街区基準点復旧承認書（様式第9号）により復旧の承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転工事等の承認）

第6条 工事施工者は、街区基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、街区基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第11号）によりその承認を受けるものとする。

（機能の回復）

第7条 前条の承認を受けた者又は故意若しくは過失により街区基準点を滅失若しくはき損した者（以下「原因者」という。）は、当該街区基準点を既設と同一構造により再設置し、その機能を回復しなければならない。

2 当該復元に係る基準、方法等は、国土交通省が定める街区基準点復元作業マニュアルの例による。

（再設置工事）

第8条 原因者は、街区基準点の再設置の施工方法について、再設置前に維持課長と協議しなければならない。

2 原則として街区基準点の測量標等は、既設のものを再使用し、同一構造により測量標等を再設置するものとするが、それが不可能と認めるときは、維持課長と協議するものとする。

3 原因者は、再設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 再設置工事が竣工したときには、原因者は、速やかに街区基準点再設置工事完了報告書（様式第12号）を前項の写真とともに、市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 原因者は、前項の規定による検査に合格しないときは、市の指示に従い、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用負担）

第9条 街区基準点を保全するために講じた必要な措置に要した費用は、原因者が負担するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令甲第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の松本市街区基準点管理保全要綱の規定により使用されている様式は、この訓令による改正後の松本市街区基準点管理保全要綱の規定による様式とみなす。